

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

<b>事業名</b>	巡視船艇の整備に関する経費		<b>担当部局庁</b>	海上保安庁装備技術部		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~		<b>担当課室</b>	船舶課		課長 浅野 富夫			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第27号		<b>関係する計画、通知等</b>	-					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であるとともに、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、被害制御・長期行動能力、荒天下航行能力、夜間捜索監視能力、制圧能力等を備えた大型巡視船に重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。								
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
<b>23年度予算額 (単位：百万円)</b>	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計				
	21,813	-	-	12,100	33,913				
<b>成果目標 (アウトカム)</b>	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段( )書きは予算措置の果報に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込	
			23年	(年度)					
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備については、要救助海難に対する救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。	%	要救助海難に対する救助率の維持確保(目標:要救助海難に対する全体の救助率)(第3次海上保安業務遂行計画)	95以上		年度別新規整備開始隻数	隻	大型巡視船	2
		件	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(第3次海上保安業務遂行計画)	0			隻	大型巡視艇	6
<b>単位当たりコスト</b>	巡視船艇1隻あたりの事業総額は右のとおり			<b>算出根拠</b>		主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額
						(巡視船)			
						大型巡視船	約 92.0m	4カ年	約50億円
						(巡視艇)			
						大型巡視艇	約 37.0m	2カ年	約19億円
<b>事業所管部局による点検</b>									
<b>項目</b>					<b>内容</b>				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「東日本大震災からの復興の基本方針」の5 復興施策 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え (v)大災害時に、「公助」を担う主体である…海上保安庁…による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する… (vi)今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、…海上保安庁…などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援を含む災害対処能力を向上させる…に該当する施策である。				

被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災対応を踏まえ、輸送・給水・消防等の災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後発生しうる大規模災害への対応体制を確保するものである。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	災害対応能力を強化した巡視船艇を整備することで、今後想定される大規模災害に的確に対応できる。また、速力や荒天下航行能力、夜間捜索監視能力といった能力も向上することとなるため、しょう戒等の幅広い業務に的確に対応できる。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。また、個々の船艇の能力向上に伴い、配備場所や隻数の見直しを行っている。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	海難救助等の遂行のために使用する巡視船艇の建造は海上保安庁法により海上保安庁の所掌事務とされている。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	東海・東南海・南海地震に伴う沿岸部のタンカーバースやコンビナートの火災といった災害への的確な対応を可能とすべく、対象地域に配置する老朽化した消防船艇の代替整備として行うなど、将来も見据え計画的に実施している。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	調達に係る諸準備を既に進めており、補正予算成立後、早急に調達手続を開始することにより、迅速な着手・執行は可能である。調達については極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、事業の進行管理は、逐一業者に進捗状況を確認することで確保する。

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/ ))」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。